

令和7年第4回下呂市議会定例会

提 出 議 案 目 録

報第 4 号	令和6年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について……………	2
報第 5 号	令和6年度下呂市水道事業会計予算繰越計算書の報告について……………	5
承第 4 号	専決処分の承認について（令和7年度下呂市一般会計補正予算（第2号））……	7
議第61号	財産の取得について……………	15
議第62号	令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）…	17
議第63号	下呂市過疎地域持続的発展計画の変更について……………	23
議第64号	小坂町湯屋大洞辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について……………	26
議第65号	下呂上原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について……………	28
議第66号	金山町北部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について……………	30
議第67号	子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令に伴う関係条例の一部 を改正する条例について……………	32
議第68号	令和7年度下呂市一般会計補正予算（第3号）……………	42
議第69号	令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）…	75
議第70号	令和7年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………	83
議第71号	令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1 号）……………	89

報第 4 号

令和 6 年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 6 年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

下呂市長 山 内 登

令和6年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額 (限度額)	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定 財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	公用自動車更新事業	502,000	502,000					502,000
2 総務費	1 総務管理費	給油クーポン事業	78,225,000	63,947,000		55,295,000			8,652,000
2 総務費	1 総務管理費	下呂交流会館管理運営費諸経費臨時(アリーナ床改修工事)	132,933,000	82,333,000			76,800,000		5,533,000
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民事務費臨時(戸籍システムクラウド化機器設定業務)	1,100,000	1,100,000					1,100,000
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民事務費臨時(戸籍総合システムクラウド化機器購入)	2,200,000	2,200,000					2,200,000
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業(非課税世帯3万円給付)	109,911,000	105,717,000		105,717,000			0
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業(こども加算2万円給付)	7,601,000	6,099,000		6,099,000			0
3 民生費	1 社会福祉費	介護職員確保対策事業(人材確保ホームページ作成業務)	1,985,000	1,980,000	1,715,000				265,000
6 農林水産業費	2 林業費	森林経営管理事業	102,764,000	92,754,000	5,976,000				86,778,000
6 農林水産業費	2 林業費	県単林道改良事業	4,208,000	4,200,000		2,100,000	2,100,000		0
6 農林水産業費	2 林業費	治山・林道維持補修費	12,221,000	12,221,000	12,220,000				1,000
6 農林水産業費	2 林業費	公共林道改良事業	4,683,000	4,683,000		2,287,000	2,200,000		196,000
7 商工費	1 商工費	物価高騰対応重点支援事業(広告宣伝等支援補助金)	3,000,000	2,761,000		2,761,000			0
7 商工費	2 観光費	飛騨川公園整備事業	69,250,000	51,439,000	38,500,000	3,000,000			9,939,000

令和6年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額 (限度額)	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定 財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
8 土木費	2 道路橋梁費	道路メンテナンス事業	16,000,000	16,000,000		3,597,000	12,000,000		403,000
8 土木費	2 道路橋梁費	踏切道改良計画事業	7,279,000	7,279,000		599,000	6,600,000		80,000
8 土木費	2 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業 (和川12号線道路改良工事)	38,000,000	38,000,000		7,905,000	30,000,000		95,000
8 土木費	3 河川費	自然災害防止対策事業(河川)	94,300,000	94,300,000	1,000,000		93,100,000		200,000
8 土木費	4 都市計画費	下呂温泉病院周辺区画整理事業	7,500,000	7,500,000					7,500,000
8 土木費	4 都市計画費	公園緑地整備事業 (ふれあいパーク整備工事)	48,429,000	30,069,000					30,069,000
8 土木費	4 都市計画費	社会資本整備総合交付金事業 (地域再生計画事業)	77,690,000	77,690,000		27,795,000			49,895,000
9 消防費	1 消防費	消防本部消防自動車等購入事業	37,338,000	36,058,000			29,100,000		6,958,000
9 消防費	1 消防費	消防団員自動車免許取得費補助事業	140,000	140,000					140,000
9 消防費	1 消防費	災害対策諸経費臨時(防災倉庫建設工 事・避難所資機材購入)	30,671,000	30,671,000		15,330,000			15,341,000
10 教育費	2 小学校費	小学校教育振興費 (萩原小学校備品購入費)	5,000,000	2,490,000	2,489,850				150
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	現年補助災害復旧事業	128,207,000	128,106,000	66,665,490	41,040,510	20,400,000		0
合 計			1,021,137,000	900,239,000	128,566,340	273,525,510	272,300,000	0	225,847,150

報第 5 号

令和 6 年度下呂市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和 6 年度下呂市水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

下呂市長 山 内 登

令和6年度下呂市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説 明
						国庫 補助金等	負担金	分担金	企業債	損益勘定 留保資金			
1 資本的 支 出	1 建設 改良費	下呂地域簡水 機器更新工事	円 9,000,000	円 0	円 9,000,000	円 0	円 0	円 0	円 8,900,000	円 100,000	円 0	円 0	資材調達が経済 情勢により遅延 したため
1 資本的 支 出	1 建設 改良費	低区配水池 仮設配水池詳細設計業務	円 6,964,000	円 0	円 6,964,000	円 0	円 0	円 0	円 5,300,000	円 1,664,000	円 0	円 0	地権者との協議 に不測の期間を 要したため
1 資本的 支 出	1 建設 改良費	萩原簡水JR横 断管推進工詳細設計業務	円 15,295,000	円 0	円 15,295,000	円 0	円 0	円 0	円 12,600,000	円 2,695,000	円 0	円 0	関係機関との協 議に不測の期間 を要したため
1 資本的 支 出	1 建設 改良費	下呂市水道施 設更新事業発 注支援業務	円 28,009,000	円 0	円 28,009,000	円 7,000,000	円 0	円 0	円 0	円 21,009,000	円 0	円 0	国の補正予算を財 源とする事業によ り、年度内の事業 完了が困難である ため
計			円 59,268,000	円 0	円 59,268,000	円 7,000,000	円 0	円 0	円 26,800,000	円 25,468,000	円 0	円 0	

承第 4 号

専決処分の承認について（令和 7 年度下呂市一般会計補正予算（第 2 号））

別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

大阪・関西万博「岐阜県の日」に、岐阜県からの依頼に基づき出演する団体に対する出演支援金及び随行経費の予算の増額補正を、岐阜県の依頼に速やかに対応するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるもの。

専第 12 号

専決処分書（令和 7 年度下呂市一般会計補正予算（第 2 号））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度下呂市一般会計補正予算（第 2 号）を、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 5 月 20 日

下呂市長 山 内 登

令和 7 年度下呂市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度下呂市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2, 5 6 2, 3 1 3 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金		1, 933, 534	1, 000	1, 934, 534
	02. 基金繰入金	1, 931, 684	1, 000	1, 932, 684
歳入合計		22, 561, 313	1, 000	22, 562, 313

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
02. 総務費		4, 169, 237	505	4, 169, 742
	01. 総務管理費	3, 664, 770	505	3, 665, 275
14. 予備費		32, 808	495	33, 303
	01. 予備費	32, 808	495	33, 303
歳出合計		22, 561, 313	1, 000	22, 562, 313

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金	1,933,534	1,000	1,934,534
歳入合計	22,561,313	1,000	22,562,313

歳入【総括】

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
02. 総務費	4,169,237	505	4,169,742				505
14. 予備費	32,808	495	33,303				495
歳出合計	22,561,313	1,000	22,562,313				1,000

歳出【総括】

2 歳入

(款) 19. 繰入金

(項) 02. 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01. 基金繰入金	1,931,684	1,000	1,932,684	01. 基金繰入金	1,000	財政調整基金繰入金
計	1,931,684	1,000	1,932,684			

歳入【繰入金】

3 歳出

(款) 02. 総務費

(項) 01. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
06. 企画費	937,344	505	937,849				505	08. 旅費	65		
							505	普通旅費	65	大阪・関西万博出演支援事業	505
								18. 負担金補助及び交付金	440	旅 費	65
								交付金	440	普通旅費 負担金補助及び交付金 交付金 万博出演支援交付金	440
計	3,664,770	505	3,665,275				505				

(款) 14. 予備費

(項) 01. 予備費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
01. 予備費	32,808	495	33,303				495			
							495			予 備 費 495
計	32,808	495	33,303				495			

歳出【総務費】 【予備費】

議第 61 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

- 1 取得する財産 小中学校 GIGA スクール端末 一式
iPad（本体カバー・保護フィルム等含む） 2,079 台
- 2 取 得 価 格 132,799,986 円
- 3 取得の相手方 岐阜県岐阜市市橋 5 丁目 4－18
教育産業株式会社・株式会社内田洋行共同企業体
代表者 教育産業株式会社 岐阜営業所 所長 富岡 宏伊
- 4 取 得 の 理 由 小中学校で使用するタブレット端末の更新を行うため

令和 7 年 6 月 6 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

小中学校 GIGA スクール端末の予定価格が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に規定する「議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ」に該当するため。

入札執行一覧表

契約方法：随意契約（一者随契）

契約担当：教育総務課

仕様書番号	教総物第7号	開札日時	開札 令和 7年 5月14日 12:00 閉札 令和 7年 5月14日 12:15
購入物品名	小中学校GIGAスクール端末購入	入札場所	下呂市教育委員会 教育総務課（星雲会館4F）
納入場所	下呂市内小中学校15校	執行者	下呂市長 山内 登
履行期限	契約締結日の翌日から令和 7年 8月 1日まで	立会人	副市長 田口 広宣
売買金額	132,799,986円	契約者	岐阜県岐阜市市橋5丁目4-18 教育産業株式会社・株式会社内田洋行共同企業体
予定価格	132,799,986円（120,727,260円）		
低入札調査基準価格	- 円（- 円）		
失格判断基準価格	- 円（- 円）		

売買金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額であり法律上の入札価格である。

業 者 名	第 1 回		第 2 回		備 考
	順位	金 額	順位	金 額	
教育産業株式会社・株式会社内田洋行共同企業体	1	120,727,260円			落札
事業概要	GIGAスクール端末 2,079台 ※別途、購入に係る約定書を締結します。 ※約定締結後、5年間（60カ月）のリース契約を締結します。				
指名業者選定理由	公募型プロポーザルによる最優秀提案者であるため				
随意契約理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による				

議第 6 2 号

令和 7 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）

令和 7 年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 9 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 3 5 1, 4 6 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 6 日提出

下呂市長 山 内 登

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
09. 繰入金		348,046	198	348,244
	01. 繰入金	348,046	198	348,244
歳入合計		3,351,270	198	3,351,468

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
01. 総務費		70,934	198	71,132
	01. 総務管理費	42,705	198	42,903
歳出合計		3,351,270	198	3,351,468

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
09. 繰入金	348,046	198	348,244
歳入合計	3,351,270	198	3,351,468

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
01. 総務費	70,934	198	71,132				198
歳出合計	3,351,270	198	3,351,468				198

2 歳入

(款) 09. 繰入金

(項) 01. 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
02. 基金繰入金	115,714	198	115,912	01. 国民健康保険基金繰入金	198	国民健康保険基金繰入金
計	348,046	198	348,244			

3 歳出

(款) 01. 総務費

(項) 01. 総務管理費

(単位：千円)

(表) 01. 総務管理費								(単位: 千円)		
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
01. 一般管理費	41,997	198	42,195				198	12. 委託料	198	一般管理諸経費 委託料 諸委託料
							198	諸委託料	198	
計	42,705	198	42,903				198			

議第 63 号

下呂市過疎地域持続的発展計画の変更について

別紙のとおり下呂市過疎地域持続的発展計画を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 10 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市過疎地域持続的発展計画（令和 3 年度～令和 7 年度）の事業内容等を追加するため。

下呂市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変更後					変更前					備 考
35-36頁 (3) 計画					35-36頁 (3) 計画					事業内容の追加
持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道				4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道				
	道路	(略)	(略)	(略)		道路	(略)	(略)	(略)	
		社会資本整備総合交付金事業 和川12号線道路改良事業 道路改良L=1,200m W=7.0m	下呂市				社会資本整備総合交付金事業 和川12号線道路改良事業 道路改良L=1,200m W=7.0m	下呂市		
		社会資本整備総合交付金事業 羽根中央線道路改良事業 道路改良L=600m W=5.0m	下呂市							
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
59-61頁 (3) 計画					59-61頁 (3) 計画					事業内容の追加
持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	
8 教育の振興	(略)	(略)	(略)	(略)	8 教育の振興	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(3) 集会施設、体育施設等					(3) 集会施設、体育施設等				
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
	その他	(略)	(略)	(略)		その他	(略)	(略)	(略)	
		下呂交流会館 アリーナ床面修繕工事 A=1,824㎡	下呂市				下呂交流会館 アリーナ床面修繕工事 A=1,824㎡	下呂市		
		下呂交流会館管理運営費臨時 下呂交流会館アリーナ移動式バスケットゴール購入費	下呂市							
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	

変更後					変更前					備考																																				
67-68頁 （1）現況と問題点 ③財政運営 本市の歳入において、市税の割合は約17%を占め、高い徴収率は維持しているものの人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響により今後も減収は避けられない状況です。また、歳入の約35%を占め、財源依存が高い地方交付税も、今後の人口の自然減、社会減の双方の要因により減額が予測されます。 近年では、激甚化・頻発化する豪雨災害に対する復旧に多額の財政調整基金を取り崩しており、今後も同様の対応を余儀なくされることが想定されます。 さらには、少子高齢化に対応するための社会保障の充実や老朽化する公共施設の長寿命化改修・整備や解体撤去、社会インフラ整備などの行政サービスを堅持するための経費の増大も予測されます。 今後は限りある財源の中で、最小の経費で最大の効果があげられるよう、将来世代との公平性や負担も考慮した事業の選択と集中による分野横断的な施策を展開し、持続可能な行財政運営を進めつつ、新たな財源確保への探求と自主財源の確実な確保に努める必要があります。					67-68頁 （1）現況と問題点 ③財政運営 本市の歳入において、市税の割合は約17%を占め、高い徴収率は維持しているものの人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響により今後も減収は避けられない状況です。また、歳入の約35%を占め、財源依存が高い地方交付税も、今後の人口の自然減、社会減の双方の要因により減額が予測されます。 近年では、激甚化・頻発化する豪雨災害に対する復旧に多額の財政調整基金を取り崩しており、今後も同様の対応を余儀なくされることが想定されます。 さらには、少子高齢化に対応するための社会保障の充実や老朽化する公共施設の長寿命化改修、社会インフラ整備などの行政サービスを堅持するための経費の増大も予測されます。 今後は限りある財源の中で、最小の経費で最大の効果があげられるよう、将来世代との公平性や負担も考慮した事業の選択と集中による分野横断的な施策を展開し、持続可能な行財政運営を進めつつ、新たな財源確保への探求と自主財源の確実な確保に努める必要があります。					本文の追加																																				
69-70頁 （3）計画 <table><tr><th>持続的発展施策区分</th><th>事業名（施設名）</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="3">1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項</td><td></td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>特定外来生物防除事業 市内で生育確認されているオオキンケイギク、オオハングンソウ、アレチウリの3種類の外来種植物について近年事業実績を基に防除作業及び市民協働による防除を図る為の周知啓発</td><td>下呂市</td><td></td></tr><tr><td></td><td>公共事業基金積立事業 公共施設の改修・整備や解体撤去に必要な経費の財源に充当するため、基金を積み立てる</td><td>下呂市</td><td></td></tr></table>					持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		(略)	(略)	(略)		特定外来生物防除事業 市内で生育確認されているオオキンケイギク、オオハングンソウ、アレチウリの3種類の外来種植物について近年事業実績を基に防除作業及び市民協働による防除を図る為の周知啓発	下呂市			公共事業基金積立事業 公共施設の改修・整備や解体撤去に必要な経費の財源に充当するため、基金を積み立てる	下呂市		69-70頁 （3）計画 <table><tr><th>持続的発展施策区分</th><th>事業名（施設名）</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="3">1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項</td><td></td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>特定外来生物防除事業 市内で生育確認されているオオキンケイギク、オオハングンソウ、アレチウリの3種類の外来種植物について近年事業実績を基に防除作業及び市民協働による防除を図る為の周知啓発</td><td>下呂市</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		(略)	(略)	(略)		特定外来生物防除事業 市内で生育確認されているオオキンケイギク、オオハングンソウ、アレチウリの3種類の外来種植物について近年事業実績を基に防除作業及び市民協働による防除を図る為の周知啓発	下呂市						事業内容の追加
持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考																																										
1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		(略)	(略)	(略)																																										
		特定外来生物防除事業 市内で生育確認されているオオキンケイギク、オオハングンソウ、アレチウリの3種類の外来種植物について近年事業実績を基に防除作業及び市民協働による防除を図る為の周知啓発	下呂市																																											
		公共事業基金積立事業 公共施設の改修・整備や解体撤去に必要な経費の財源に充当するため、基金を積み立てる	下呂市																																											
持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考																																										
1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		(略)	(略)	(略)																																										
		特定外来生物防除事業 市内で生育確認されているオオキンケイギク、オオハングンソウ、アレチウリの3種類の外来種植物について近年事業実績を基に防除作業及び市民協働による防除を図る為の周知啓発	下呂市																																											

議第 64 号

小坂町湯屋大洞辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり小坂町湯屋大洞辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めたいので議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

小坂町湯屋大洞辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を推進するため、総合整備計画を策定するもの。

総合整備計画書

岐阜県下呂市 小坂町湯屋大洞辺地
(辺地の人口 381 人 面積 70.7k m²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 下呂市小坂町湯屋、大洞
(2) 地域の中心の位置 下呂市小坂町湯屋 545-1
(3) 辺地度点数 209 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該地区は市の中心部から北東へ約 29km に位置し、急峻な山間地に民家が点在している。

当該地区では人口減少に伴い消防団員が減少する中、少数部隊の組織統合による地域防災・防火活動の効率化が求められている。

よって、消防団組織の統合を機に消防詰所を整備することにより、円滑な防災・防火活動と地域住民の安全性の向上を図る必要がある。

また、「NEXT Gifu HERITAGE ～岐阜未来遺産～」や「岐阜の宝もの」の認定による近接地区の観光客数の増加に伴い、当該地区の観光・レクリエーション施設に訪れる観光客数の増加も見込まれる。

よって、観光・レクリエーション施設の機能向上整備を行うことにより、交流人口の受入体制確保と新たな地域の魅力創出、地域住民の森林レクリエーションの機会確保を図る必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和 7 年度から令和 10 年度まで 4 年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	下呂市	39,748	20,100	19,648	19,600
観光・レクリエーション施設	下呂市	87,601	0	87,601	87,500
合 計		127,349	20,100	107,249	107,100

議第 65 号

下呂上原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり下呂上原辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めたいので議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂上原辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を推進するため、総合整備計画を策定するもの。

総合整備計画書

岐阜県下呂市 下呂上原辺地
(辺地の人口 545 人 面積 28.0k m²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 下呂市蛇之尾、門和佐
(2) 地域の中心の位置 下呂市門和佐 3387-1
(3) 辺地度点数 116 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該地区は市の中心部から南東へ約 15km に位置し、市道に沿って民家が点在している。

当該地区の生活道である市道と川 12 号線は地域住民の重要な生活道路であるとともに、一般県道へのアクセス道路としても重要な路線であるが、狭隘区間が多く車両のすれ違いが困難な状況が生じている。

よって、当該地区については道路施設の整備を行い、地域住民の安全性と利便性の向上を図る必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和 7 年度から令和 11 年度まで 5 年間

(単位：千円)

施設名 事業主体名 区 分		事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	下呂市	382,910	105,710	277,200	276,700
合 計		382,910	105,710	277,200	276,700

議第 66 号

金山町北部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり金山町北部辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めたいので議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

金山町北部辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を推進するため、総合整備計画を策定するもの。

総合整備計画書

岐阜県下呂市 金山町北部辺地
(辺地の人口 497 人 面積 61.0k m²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 下呂市金山町弓掛、卯野原、乙原、岩瀬、祖師野
(2) 地域の中心の位置 下呂市金山町祖師野 447- 1
(3) 辺地度点数 235 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該地区は市の中心部から南西へ約 21km に位置し、急峻な山間地に民家が点在している。

当該地区の生活道である市道祖師野八坂線は地域住民の重要な生活道路であるとともに、一般県道へのアクセス道路としても重要な路線であるが、当該市道に架かる橋梁（宮上橋）が老朽化し、早期に措置を講ずべき状態となっている。

よって、当該地区については道路施設の整備を行い、地域住民の安全性と利便性の向上を図る必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和 7 年度から令和 8 年度まで 2 年間

(単位：千円)

区分 事業主体名 施設名		事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	下呂市	144,000	64,746	79,254	79,200
合 計		144,000	64,746	79,254	79,200

議第 67 号

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令
に伴う関係条例の一部を改正する条例について

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令に伴う関係条例の一部を
改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 7
号）の公布に伴い、関係条例の一部を改正するもの。

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令に伴う関係条例の一部を改正する条例

（下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年下呂市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年下呂市条例第26号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 （略） （特定教育・保育施設等との連携） 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第7項</u>までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教	第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年下呂市条例第26号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 （略） （特定教育・保育施設等との連携） 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第5項</u>までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教

改 正 後	改 正 前
育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 （１） 特定地域型保育の提供を受けている満３歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する<u>支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</u> （２） （略） （３） 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第<u>6項第1号</u>において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 <u>2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲</u>	育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 （１） 特定地域型保育の提供を受けている満３歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する<u>支援を行うこと。</u> （２） （略） （３） 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

改正後	改正前
<u>げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(１) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> <u>(２) 次に掲げる要件を満たすこと。</u> <u>ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>３ 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> <u>４ 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>いずれかを満たすときは、第１項第２号の規定を適用しないこととすることができる。</u></u> <u>(１) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u> <u>ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及</u>	<u>２ 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>全てを満たすと認めるときは、前項第２号の規定を適用しないこととすることができる。</u></u> <u>(１) 特定地域型保育事業者と前項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u>

改 正 後	改 正 前
<u>び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> (2) <u>市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもおお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> <u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) <u>特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u> (2) (略) <u>6～11 (略)</u> 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者（特別保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める	(2) <u>前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) (略) <u>4～9 (略)</u> 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者（特別保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める

改 正 後	改 正 前
場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して <u>15年</u> を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して <u>10年</u> を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

(下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年下呂市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する<u>支援</u>（次項に	(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する<u>支援を行うこ</u>

改正後	改正前
<u>において「保育内容支援」という。）を実施すること。</u> (2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	と。 (2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
<u>2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> <u>(2) 次に掲げる要件を満たすこと。</u> <u>ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u>	
<u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、</u>	

改正後	改正前
<u>第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> <u>4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないことができる。</u> <u>（1） 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u> <u>ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>（2） 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> <u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> <u>（1） 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事</u>	<u>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。</u> <u>（1） 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>（2） 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> <u>（1） 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号におい</u>

改正後	改正前
業実施場所」という。) 以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u>	て「事業実施場所」という。) 以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u>
(2) (略)	(2) (略)
<u>6・7</u> (略)	<u>4・5</u> (略)
附 則 (連携施設に関する経過措置)	附 則 (連携施設に関する経過措置)
第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して <u>15年</u> を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して <u>5年</u> を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令 に伴う関係条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 7 号）の公布に伴い、関係条例の一部を改正するものです。

2. 概要

（1） 保育内容支援に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合に、確保しないことができる要件を定めます。

（第 1 条による改正中第 42 条第 2 項、第 3 項、第 2 条による改正中第 6 条第 2 項、
第 3 項関係）

（2） 代替保育に係る連携施設について、連携協力を行う者を確保するために必要な措置を講じてもなお協力者の確保が著しく困難な場合に、連携施設を確保しないことができることとします。

（第 1 条による改正中第 42 条第 4 項、第 5 項、第 2 条による改正中第 6 条第 4 項、
第 5 項関係）

（3） 連携施設に関する経過措置期間について、15 年を経過する日までの間に改めます。

（第 1 条による改正中附則第 5 条、第 2 条による改正中附則第 3 条関係）

（4） この条例は、公布の日から施行します。

（附則関係）

議第68号

令和7年度下呂市一般会計補正予算（第3号）

令和7年度下呂市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,673,513千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加、変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加、変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年6月6日提出

下呂市長 山内 登

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		1,751,353	△20,766	1,730,587
	02. 国庫補助金	780,105	△20,766	759,339
16. 県支出金		1,345,439	4,942	1,350,381
	02. 県補助金	767,668	6,159	773,827
	03. 委託金	116,544	△1,217	115,327
17. 財産収入		35,421	15,925	51,346
	02. 財産売却収入	0	15,925	15,925
18. 寄附金		483,111	1,500	484,611
	01. 寄附金	483,111	1,500	484,611
19. 繰入金		1,934,534	62,374	1,996,908
	02. 基金繰入金	1,932,684	62,374	1,995,058
21. 諸収入		627,090	1,325	628,415
	05. 雑入	279,576	1,325	280,901
22. 市債		1,198,200	45,900	1,244,100
	01. 市債	1,198,200	45,900	1,244,100
歳入合計		22,562,313	111,200	22,673,513

【第1表】

【第1表】

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
02. 総務費		4, 169, 742	△2, 262	4, 167, 480
	01. 総務管理費	3, 665, 275	△4, 877	3, 660, 398
	02. 徴税費	240, 945	1, 633	242, 578
	04. 選挙費	42, 774	0	42, 774
	05. 統計調査費	22, 882	982	23, 864
03. 民生費		5, 607, 669	2, 449	5, 610, 118
	01. 社会福祉費	3, 253, 959	700	3, 254, 659
	02. 児童福祉費	2, 238, 526	66	2, 238, 592
	03. 生活保護費	100, 762	1, 683	102, 445
04. 衛生費		2, 155, 156	16, 093	2, 171, 249
	01. 保健衛生費	1, 109, 169	14, 657	1, 123, 826
	02. 清掃費	1, 045, 987	1, 436	1, 047, 423
06. 農林水産業費		1, 606, 776	25, 660	1, 632, 436
	01. 農業費	1, 093, 703	11, 749	1, 105, 452
	02. 林業費	510, 323	13, 911	524, 234
07. 商工費		918, 936	13, 508	932, 444
	02. 観光費	482, 226	13, 508	495, 734
08. 土木費		2, 690, 939	37, 099	2, 728, 038
	02. 道路橋梁費	1, 029, 180	33, 996	1, 063, 176
	04. 都市計画費	1, 180, 720	0	1, 180, 720

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	05. 住 宅 費	1 1 2, 2 3 7	3, 1 0 3	1 1 5, 3 4 0
09. 消 防 費		1, 0 6 1, 0 4 8	8 5 6	1, 0 6 1, 9 0 4
	01. 消 防 費	1, 0 6 1, 0 4 8	8 5 6	1, 0 6 1, 9 0 4
10. 教 育 費		1, 7 3 5, 1 2 6	1 7, 2 6 6	1, 7 5 2, 3 9 2
	01. 教 育 総 務 費	3 8 5, 9 6 6	7, 1 8 9	3 9 3, 1 5 5
	04. 社 会 教 育 費	2 1 2, 9 5 0	5, 6 3 6	2 1 8, 5 8 6
	05. 保 健 体 育 費	5 0 9, 6 3 7	4, 4 4 1	5 1 4, 0 7 8
14. 予 備 費		3 3, 3 0 3	5 3 1	3 3, 8 3 4
	01. 予 備 費	3 3, 3 0 3	5 3 1	3 3, 8 3 4
歳 出	合 計	2 2, 5 6 2, 3 1 3	1 1 1, 2 0 0	2 2, 6 7 3, 5 1 3

第 2 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	下呂交流会館管理運営費臨時(スプリンクラー設備改修工事)	5,357 千円

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
1 岐阜県統合型校務支援システム構築業務委託料 (教育総務課)	令和 8 年度	1, 899

(変 更)

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額 (千 円)	事 項	期 間	限 度 額 (千 円)
1 育英資金貸与業務委託料(教育総務課)	令和 8 年度より 令和12年度まで	17, 106	1 奨学金業務委託料 (教育総務課)	令和 8 年度より 令和12年度まで	貸与者に係る利子相当額

第 4 表 地 方 債 補 正

(追 加)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
(総務債) コミュニティ施設整備事業	千円 20,100	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	4. 0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
(土木債) 道路橋梁整備事業 都市計画事業債	千円 403,300 43,100	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	4. 0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 425,100 47,100	補 正 前 に 同 じ	補 正 前 に 同 じ	補 正 前 に 同 じ

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	1,751,353	△20,766	1,730,587
16. 県支出金	1,345,439	4,942	1,350,381
17. 財産収入	35,421	15,925	51,346
18. 寄附金	483,111	1,500	484,611
19. 繰入金	1,934,534	62,374	1,996,908
21. 諸収入	627,090	1,325	628,415
22. 市債	1,198,200	45,900	1,244,100
歳入合計	22,562,313	111,200	22,673,513

歳入【総括】

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国県支出金	地方債	その他			
02. 総務費	4,169,742	△2,262	4,167,480	△49,353	20,100	625			26,366
03. 民生費	5,607,669	2,449	5,610,118	841		1,000			608
04. 衛生費	2,155,156	16,093	2,171,249	4,537					11,556
06. 農林水産業費	1,606,776	25,660	1,632,436	1,622		30,013			△5,975
07. 商工費	918,936	13,508	932,444	12,330					1,178
08. 土木費	2,690,939	37,099	2,728,038	12,232	25,800	△1,030			97
09. 消防費	1,061,048	856	1,061,904						856
10. 教育費	1,735,126	17,266	1,752,392	1,967		4,700			10,599
14. 予備費	33,303	531	33,834						531
歳出合計	22,562,313	111,200	22,673,513	△15,824	45,900	35,308			45,816

歳出【総括】

2 歳入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 02. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01. 民生費国庫補助金	91,948	841	92,789	03. 生活保護費補助金	841	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
03. 土木費国庫補助金	348,604	12,232	360,836	01. 道路橋梁費補助金	12,099	社会資本整備総合交付金
				02. 住宅費補助金	133	社会資本整備総合交付金 地域住宅計画事業
04. 教育費国庫補助金	24,203	1,967	26,170	05. 教育総務費補助金	1,967	公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金
05. 総務費国庫補助金	310,628	△48,136	262,492	02. 企画費補助金	△48,136	地域公共交通確保維持改善事業費補助金
08. 商工費国庫補助金	0	12,330	12,330	02. 観光費補助金	12,330	オーバートーリズムの未然防止抑制による持続 可能な観光推進事業 9,830
						サステイナブルツーリズム事業 2,500
計	780,105	△20,766	759,339			

(款) 16. 県支出金

(項) 02. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
03. 衛生費県補助金	15,541	4,537	20,078	01. 保健衛生費補助金	4,537	地域医療確保施設設備整備事業費補助金
04. 農林水産業費県補助金	339,790	1,622	341,412	02. 林業費補助金	1,622	地域森林監理士活用事業補助金
計	767,668	6,159	773,827			

(款) 16. 県支出金

(項) 03. 委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01. 総務費県委託金	94,040	△1,217	92,823	04. 選挙費委託金	△2,199	参議院議員選挙交付金

歳入【国庫支出金】【県支出金】

歳入【県支出金】【財産収入】【寄附金】【繰入金】

(款) 16. 県支出金

(項) 03. 委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				05. 統計調査費委託金	982	国勢調査委託金
計	116,544	△1,217	115,327			

(款) 17. 財産収入

(項) 02. 財産売払収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01. 不動産売払収入	0	11,139	11,139	02. その他不動産売払収入	11,139	立木竹売払収入
02. 物品売払収入	0	4,786	4,786	01. 物品等売払収入	4,786	物品等売払収入
計	0	15,925	15,925			

(款) 18. 寄附金

(項) 01. 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01. 寄附金	483,111	1,500	484,611	02. 指定寄附金	1,000	民生費寄附金
				04. 企業版ふるさと寄附金	500	企業版ふるさと寄附金
計	483,111	1,500	484,611			

(款) 19. 繰入金

(項) 02. 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01. 基金繰入金	1,932,684	62,374	1,995,058	01. 基金繰入金	62,374	財政調整基金繰入金 44,000

(款) 19. 繰入金

(項) 02. 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
						森を育て活かす基金繰入金 18,374
計	1,932,684	62,374	1,995,058			

(款) 21. 諸収入

(項) 05. 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01. 雑入	279,576	1,325	280,901	01. 総務雑入	5,725	コミュニティ助成事業助成金 5,100 非常勤公務災害補償保険金 45 クリーンエネルギー自動車等導入促進補助金 580
				08. 教育雑入	△4,400	スポーツ振興くじ助成金
計	279,576	1,325	280,901			

(款) 22. 市債

(項) 01. 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01. 総務債	151,300	20,100	171,400	03. コミュニティ施設整備事業債	20,100	過疎対策事業債 下呂交流会館アリーナバスケットゴール購入
06. 土木債	590,500	25,800	616,300	01. 道路橋梁整備事業債	21,800	過疎対策事業債 羽根中央線道路改良事業
				04. 都市計画事業債	4,000	過疎対策事業債 都市公園整備事業
計	1,198,200	45,900	1,244,100			

歳入【繰入金】【諸収入】【市債】

3 歳出

(款) 02. 総務費

(項) 01. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
01. 一般管理費	1,105,148	145	1,105,293			45	100	05. 災害補償費	46		
						45	1	療養補償費	46	職員等公務災害補償費	46
						＜諸収入 45＞		11. 役務費 手数料	99 99	災害補償費 療養補償費	46
							99			総務一般管理諸経費（人事分） 役務費 手数料	99 99
05. 財産管理費	548,680	7,883	556,563			580	7,303	11. 役務費	70		
							1,151	手数料 保険料	20 50	公用自動車管理費 使用料及び賃借料	1,151 1,151
						580	6,152	13. 使用料及び 賃借料 諸使用料	1,151 1,151	諸使用料 公用自動車更新事業 役務費	6,732 70
						＜諸収入 580＞		14. 工事請負費 施設整備工 事	149 149	手数料 保険料 工事請負費	20 50 149
								17. 備品購入費 備品購入費 自動車購入 費	6,513 748 5,765	施設整備工事 備品購入費 備品購入費 自動車購入費	6,513 748 5,765
06. 企画費	937,849	900	938,749				900	18. 負担金補助 及び交付金 補助金	900 900		
							900			移住定住促進事業 負担金補助及び交付金 補助金 U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金	900 900
08. 電子自治体 推進費	367,855	△1,367	366,488				△1,367	12. 委託料	△2,909		
							△1,615	保守点検委 託料 諸委託料	△3,318 409	庁内情報化推進諸経費 委託料 保守点検委託料	△1,615 △3,157 △3,318

歳出【総務費】

歳出【総務費】

(款) 02. 総務費

(項) 01. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			内 訳	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								13. 使用料及び賃借料 諸使用料	1,542 1,542	諸委託料 161 使用料及び賃借料 1,542 諸使用料
							248			庁内情報化推進諸経費臨時委託料 248 諸委託料
12. 自治振興費	164,825	600	165,425				600	18. 負担金補助及び交付金 負担金	600 600	萩原地域地域振興事業 600 負担金補助及び交付金 600 負担金 四美ナリエ負担金
13. 総合交通対策費	282,437	△38,536	243,901	△48,136 △48,136 〈国庫支出金 △48,136〉			9,600 9,600	12. 委託料 諸委託料 18. 負担金補助及び交付金 負担金	△48,136 △48,136 9,600 9,600	自動運転社会実装推進事業 △38,536 委託料 △48,136 諸委託料 負担金補助及び交付金 9,600 負担金 東濃地域自動運転推進コンソーシアム負担金
18. コミュニティ施設費	146,449	25,498	171,947		20,100 20,100 〈地方債 20,100〉		5,398 5,398	14. 工事請負費 施設維持工事 17. 備品購入費 備品購入費	5,357 5,357 20,141 20,141	下呂交流会館管理運営費臨時 25,498 工事請負費 5,357 施設維持工事 備品購入費 20,141 備品購入費
計	3,665,275	△4,877	3,660,398	△48,136	20,100	625	22,534			

(款) 02. 総務費

(項) 02. 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
02. 賦課徴収費	128,453	1,633	130,086				1,633	01. 報酬	1,310	賦課徴収諸経費臨時 報酬 会計年度任用職員報酬 賦課徴収事務補助員 職員手当等 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉 手当 旅費 費用弁償
							1,633	会計年度任用職員報酬	1,310	
								03. 職員手当等	148	
								会計年度任用職員期末 手当	82	
								会計年度任用職員勤勉 手当	66	
								08. 旅費 費用弁償	175 175	
計	240,945	1,633	242,578				1,633			

(款) 02. 総務費

(項) 04. 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
03. 国政選挙費	27, 002	-	27, 002	△2, 199			2, 199		参議院議員選挙費	
				△2, 199			2, 199			
				＜県支出金 △2, 199＞						
計	42, 774	-	42, 774	△2, 199			2, 199			

歳出【総務費】

歳出【総務費】【民生費】

(款) 02. 総務費

(項) 05. 統計調査費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源			
02. 指定統計調査費	17,096	982	18,078	982				01. 報酬	342	国勢調査費 報酬 非常勤職員報酬 職員手当等 職員時間外勤務手当 報償費 報償費 需用費 消耗品費 食糧費 役務費 郵便料 委託料 諸委託料
				982				非常勤職員報酬	342	
				〈県支出金 982〉				03. 職員手当等	174	
								職員時間外勤務手当	174	
								07. 報償費	6	
								報償費	6	
								10. 需用費	45	
								消耗品費	35	
								食糧費	10	
								11. 役務費	86	
								郵便料	86	
								12. 委託料	329	
諸委託料	329									
計	22,882	982	23,864	982						

(款) 03. 民生費

(項) 01. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
03. 高齢者福祉費	934,283	651	934,934				651	27. 繰出金	651		
							651	特別会計繰出金	651	後期高齢者医療特別会計繰出金	651
										繰出金	651
										後期高齢者医療特別会計繰出金	
04. 介護保険費	713,979	-	713,979			1,000	△1,000				

(款) 03. 民生費

(項) 01. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
						600 ＜寄附金 600＞	△600			介護関連施設維持補修費
						400 ＜寄附金 400＞	△400			介護職員確保対策事業
07. 社会福祉施設費	17,904	49	17,953				49	10. 需用費	49	
							49	修繕料	49	ゆったり館施設維持補修費 需用費 修繕料
計	3,253,959	700	3,254,659			1,000	△300			

(款) 03. 民生費

(項) 02. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
06. 学童保育費	43,246	66	43,312				66	13. 使用料及び	66	
							66	賃借料		学童保育クラブ運営事業 66
								諸使用料	66	使用料及び賃借料 66
										諸使用料
計	2,238,526	66	2,238,592				66			

歳出【民生費】

歳出【民生費】 【衛生費】

(款) 03. 民生費

(項) 03. 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
01. 生活保護総務費	78,507	1,683	80,190	841			842	12. 委託料	1,683		
				841			842	諸委託料	1,683	生活保護実施事業	1,683
				<国庫支出金 841>						委託料 諸委託料	1,683
計	100,762	1,683	102,445	841			842				

(款) 04. 衛生費

(項) 01. 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
01. 保健衛生総務費	796,139	14,339	810,478	4,537			9,802	18. 負担金補助及び交付金補助金	14,075	国民健康保険特別会計（診療施設勘定）繰出金 繰出金 特別会計繰出金 国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）繰出金 医師招へい事業 負担金補助及び交付金補助金 地域医療確保施設設備整備事業補助金 医療対策事業臨時 負担金補助及び交付金補助金 医療機器整備事業補助金	
							264		14,075		264
								27. 繰出金 特別会計繰出金	264 264		264
				4,537			4,538				9,075
				＜県支出金 4,537＞					9,075		
							5,000				5,000
02. 予防費	77,121	-	77,121					12. 委託料 諸委託料	2,316 2,316	予防接種事業 委託料	
											2,316

(款) 04. 衛生費

(項) 01. 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								18. 負担金補助及び交付金 負担金	189 189	諸委託料 負担金補助及び交付金 負担金	189
								19. 扶助費 医療費	△2,505 △2,505	小坂診療所負担金 扶助費 医療費	△2,505
07. 母子衛生費	24,044	318	24,362				318	01. 報酬	△104		
							318	会計年度任用職員報酬	△104	母子保健事業 報酬	318 △104
								08. 旅費 費用弁償	△8 △8	会計年度任用職員報酬 母子保健業務支援歯科衛生士	
								12. 委託料 諸委託料	370 370	旅費 費用弁償	△8
								13. 使用料及び賃借料 自動車借上料	60 60	委託料 諸委託料 使用料及び賃借料 自動車借上料	370 60
計	1,109,169	14,657	1,123,826	4,537			10,120				

(款) 04. 衛生費

(項) 02. 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
02. 塵芥処理費	565,565	1,436	567,001				1,436	01. 報酬	1,104	ごみ処理施設管理運営費 報酬 会計年度任用職員報酬 環境施設員報酬
							1,436	会計年度任用職員報酬	1,104	
								03. 職員手当等	114	

歳出【衛生費】

歳出【衛生費】 【農林水産業費】

(款) 04. 衛生費

(項) 02. 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
								会計年度任用職員期末手当	63	職員手当等	114
										会計年度任用職員期末手当	63
										会計年度任用職員勤勉手当	51
								会計年度任用職員勤勉手当	51	旅 費	78
										費用弁償	
										使用料及び賃借料	140
										諸使用料	
								08. 旅費	78		
								費用弁償	78		
								13. 使用料及び賃借料	140		
								諸使用料	140		
計	1, 045, 987	1, 436	1, 047, 423				1, 436				

(款) 06. 農林水産業費

(項) 01. 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
02. 農業総務費	88,341	11,249	99,590			11,139	110	18. 負担金補助	109	農業総務事業 109 負担金補助及び交付金 109 負担金 飛騨地域農業再生協議会負担金 ふるさと農林水産基金費 11,140 積立金 11,140 基金積立金 ふるさと農林水産基金積立金
							109	及び交付金		
								負担金	109	
				24. 積立金	11,140					
						基金積立金	11,140			
						11,139	1			
						<財産収入 11,139>				
04. 畜産業費	46,394	-	46,394					10. 需用費	24	畜産診療所管理運営費
								印刷製本費	24	

(款) 06. 農林水産業費

(項) 01. 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								13. 使用料及び賃借料 諸使用料	△24 △24	需用費 印刷製本費 使用料及び賃借料 諸使用料	24 △24
05. 農地費	723, 378	500	723, 878			500		18. 負担金補助及び交付金 補助金	500		
						500 〈寄附金 500〉			500	棚田保全応援事業 負担金補助及び交付金 補助金 棚田保全応援補助金	500 500
計	1, 093, 703	11, 749	1, 105, 452			11, 639	110				

(款) 06. 農林水産業費

(項) 02. 林業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
01. 林業総務費	64,384	-	64,384	1,622			△1,622		林業総務職員給与費	
				1,622			△1,622			
				〈県支出金 1,622〉						
02. 林業振興費	276,781	13,911	290,692			18,374	△4,463	12. 委託料	13,911	
						18,374	△4,463	諸委託料	13,911	
						〈繰入金 18,374〉				
計	510,323	13,911	524,234	1,622		18,374	△6,085			

歳出【農林水産業費】

歳出【商工費】 【土木費】

(款) 07. 商工費

(項) 02. 観光費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
02. 観光振興費	297, 105	-	297, 105	5, 576			△5, 576		観光客受入環境整備事業	
				5, 576			△5, 576			
				〈国庫支出金 5, 576〉						
03. 観光施設費	103, 882	13, 508	117, 390	6, 754			6, 754	14. 工事請負費 施設整備工事	13, 508 13, 508 13, 508	
				6, 754			6, 754			
				〈国庫支出金 6, 754〉						
計	482, 226	13, 508	495, 734	12, 330			1, 178			

(款) 08. 土木費

(項) 02. 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
08. 社会資本整備総合交付金事業費	172,910	33,996	206,906	12,099	21,800		97	12. 委託料	33,996		
				12,099	21,800		97	測量設計等委託料	33,996	社会資本整備総合交付金事業委託料	33,996
				<国庫支出金 12,099>	<地方債 21,800>					測量設計等委託料	
計	1,029,180	33,996	1,063,176	12,099	21,800		97				

(款) 08. 土木費

(項) 04. 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
03. 公園費	67,968	-	67,968		4,000	△4,000				

(款) 08. 土木費

(項) 04. 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
					4,000	△4,000			公園管理運営費	
					<地方債 4,000>	<諸収入 △4,000>				
計	1,180,720	-	1,180,720		4,000	△4,000				

(款) 08. 土木費

(項) 05. 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
01. 住宅管理費	98,380	3,103	101,483	133		2,970		01. 報酬	1,638	市営住宅管理費 報酬 会計年度任用職員報酬 市営住宅管理事務補助員 職員手当等 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当 旅費 費用弁償 委託料 備品購入費 備品購入費 市営住宅維持補修費	3,103 1,638 184 102 184 102 82 175 1,053 53
						3,103 ＜使用料 3,103＞		会計年度任用職員報酬	1,638		
								03. 職員手当等	184		
								会計年度任用職員期末手当	102		
								会計年度任用職員勤勉手当	82		
								旅費	175		
								費用弁償	175		
								12. 委託料	1,053		
						諸委託料	1,053				
				133		△133		17. 備品購入費	53		
				＜国庫支出金 133＞		＜使用料 △133＞		備品購入費	53		
計	112,237	3,103	115,340	133		2,970					

歳出【土木費】

歳出【消防費】 【教育費】

(款) 09. 消防費

(項) 01. 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
01. 常備消防費	830, 074	856	830, 930				856	13. 使用料及び	856	
							856	賃借料		消防本部諸経費 856
								諸使用料	856	使用料及び賃借料 856
										諸使用料
計	1, 061, 048	856	1, 061, 904				856			

(款) 10. 教育費

(項) 01. 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
02. 事務局費	380,455	7,189	387,644	1,967			5,222	01. 報酬	2,600	英会話指導員設置事業 報酬 会計年度任用職員報酬 外国語指導助手 負担金補助及び交付金 負担金 自治国際化協会負担金 スクールバス管理運営費 委託料 諸委託料 学校スリム化事業臨時 委託料 諸委託料	3,065 2,600 465 465 △2,446 △2,446 6,570 6,570
							3,065	会計年度任用職員報酬	2,600		
								12. 委託料 諸委託料	4,124 4,124		
								18. 負担金補助 及び交付金 負担金	465 465		
							△2,446				
				1,967 〈国庫支出 金 1,967〉			4,603				
計	385,966	7,189	393,155	1,967			5,222				

(款) 10. 教育費

(項) 04. 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
05. 図書館費	55,507	5,636	61,143			5,100	536	10. 需用費	119	図書館運営費 需用費 燃料費 図書館運営費臨時 役務費 手数料 保険料 備品購入費 自動車購入費 公課費 自動車重量税
							119	燃料費	119	
								11. 役務費	39	
								手数料	12	
								保険料	27	
						5,100 〈諸収入 5,100〉	417	17. 備品購入費	5,471	
								自動車購入 費	5,471	
				26. 公課費	7					
				自動車重量 税	7					
計	212,950	5,636	218,586			5,100	536			

(款) 10. 教育費

(項) 05. 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
01. 保健体育総務費	64,710	-	64,710			△400	400		ひだ金山清流マラソン大会開催費		
						△400	400				
						<諸収入 △400>					
02. 体育施設費	155,698	4,441	160,139				4,441	14. 工事請負費	4,441		
							635	施設整備工事	3,896	グラウンド等管理費臨時	635
								工事請負費			635
								施設整備工事	545	施設撤去工事	90
								施設撤去工事			545
							3,806	体育館管理運営費臨時	3,806		
								工事請負費	3,806		

歳出【教育費】

歳出【教育費】【予備費】

(款) 10. 教育費

(項) 05. 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
										施設整備工事
計	509,637	4,441	514,078			△400	4,841			

(款) 14. 予備費

(項) 01. 予備費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
01. 予備費	33,303	531	33,834				531			
							531		予 備 費 531	
計	33,303	531	33,834				531			

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分		職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	調整手当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	長 等	2		18,600	8,200 4.60			192	26,992	4,877	31,869	
	議 員	14	51,960		22,906 4.60				74,866	13,740	88,606	
	その他の 特別職	2,213	98,480	7,320	3,227 4.60			112	109,139	3,792	112,931	
	計	2,229	150,440	25,920	34,333			304	210,997	22,409	233,406	
補 正 前	長 等	2		18,600	8,200 4.60			192	26,992	4,877	31,869	
	議 員	14	51,960		22,906 4.60				74,866	13,740	88,606	
	その他の 特別職	2,213	98,138	7,320	3,227 4.60			112	108,797	3,792	112,589	
	計	2,229	150,098	25,920	34,333			304	210,655	22,409	233,064	
比 較	長 等	0		0	0 0.00			0	0	0	0	
	議 員	0	0		0 0.00				0	0	0	
	その他の 特別職	0	342	0	0 0.00			0	342	0	342	
	計	0	342	0	0			0	342	0	342	

2. 一 般 職

ア 常時勤務を要する職員（会計年度任用職員以外の一般職）

（１）総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	478	0	1,706,773	1,066,052	2,772,825	572,463	3,345,288	
補 正 前	478	0	1,706,773	1,065,878	2,772,651	572,463	3,345,114	
比 較	0	0	0	174	174	0	174	

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	単身赴任 手 当	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当	夜間勤務 手 当	管理職員 特別勤務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 手 当	期末手当	勤勉手当	児童手当	その他
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	53,196	15,048	49,738	22,164	2,472	105,791	10,804	852	4,339	43,028	371,773	326,084	57,270	3,493
	補 正 前	53,196	15,048	49,738	22,164	2,472	105,617	10,804	852	4,339	43,028	371,773	326,084	57,270	3,493
	比 較	0	0	0	0	0	174	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
職 員 手 当	174	その他の増減分	174	その他による増減 174 千円 時間外勤務手当 174 千円	

イ 会計年度任用職員

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				社会保険料 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)				
補 正 後	(227) 41	370,355	106,758	90,204	567,317	51,905	55,788	675,010	
補 正 前	(223) 41	363,807	106,758	89,758	560,323	51,905	55,788	668,016	
比 較	(4) 0	6,548	0	446	6,994	0	0	6,994	

職員手当 の 内 訳	区 分	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 後	3,973	0	859	0	0	49,360	35,532	480
	補 正 前	3,973	0	859	0	0	49,113	35,333	480
	比 較	0	0	0	0	0	247	199	0

備考 () 内はパートタイムの会計年度任用職員について外書き。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	6,548	その他の増減分	6,548	会計年度任用職員の任用に伴う増減 6,652 千円	職員の任用状況 4人 パートタイム任用者数 4
				その他による増減 -104 千円	
職 員 手 当	446	その他の増減分	446	会計年度任用職員の任用に伴う増減 446 千円 期末手当 247 千円 勤勉手当 199 千円	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書（当該年度分）

（単位：千円）

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 岐阜県統合型校務支援システム構築業務委託料 （教育総務課）	1,899	—	—	令8	1,899	0	0	0	1,899
2 奨学金業務委託料(教育総務課)	貸与者に係る利 子相当額	—	—	令8～12	限度額に同じ	0	0	0	全 額

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普 通 債	16,283,656	16,896,269	1,496,200	1,462,201	16,930,268
(1) 総 務	3,396,569	3,418,082	248,200	268,277	3,398,005
(2) 民 生	485,800	611,378	3,200	54,836	559,742
(3) 衛 生	4,001,328	4,420,658	4,400	382,015	4,043,043
(4) 農 林 水 産	751,547	797,469	159,800	65,018	892,251
(5) 商 工			10,100		10,100
(6) 土 木	2,781,096	2,883,805	759,200	257,375	3,385,630
(7) 公 営 住 宅	33,573	14,757		2,847	11,910
(8) 消 防	916,974	1,095,995	142,200	62,030	1,176,165
(9) 教 育	3,916,769	3,654,125	169,100	369,803	3,453,422
2 災 害 復 旧 債	637,597	610,402	21,400	91,019	540,783
(1) 単 独 災 害	108,228	94,309		16,616	77,693
(2) 補 助 災 害	529,369	516,093	21,400	74,403	463,090
3 そ の 他	5,104,781	4,354,275		739,744	3,614,531
(1) 減 税 補 て ん 債	15,687	7,405		5,262	2,143
(2) 減 収 補 て ん 債	36,841	31,581		5,261	26,320
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	4,998,092	4,268,361		721,941	3,546,420
(4) 公 有 林 整 備 等 事 業 債	54,161	46,928		7,280	39,648
合 計	22,026,034	21,860,946	1,517,600	2,292,964	21,085,582

議第 6 9 号

令和 7 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）

令和 7 年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 3 5 1, 5 8 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 6 日提出

下呂市長 山 内 登

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
09. 繰入金		348,244	112	348,356
	01. 繰入金	348,244	112	348,356
歳入合計		3,351,468	112	3,351,580

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
04. 保健事業費		29,366	112	29,478
	01. 疾病予防費	29,366	112	29,478
歳出合計		3,351,468	112	3,351,580

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
09. 繰入金	348,244	112	348,356
歳入合計	3,351,468	112	3,351,580

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
04. 保 健 事 業 費	29,366	112	29,478				112
歳 出 合 計	3,351,468	112	3,351,580				112

2 歳入

(款) 09. 繰入金

(項) 01. 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
02. 基金繰入金	115,912	112	116,024	01. 国民健康保険基金繰入金	112	国民健康保険基金繰入金
計	348,244	112	348,356			

3 歳出

(款) 04. 保健事業費

(項) 01. 疾病予防費

(単位：千円)

(単位：千円)										
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			内訳	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
01. 疾病予防費	29,366	112	29,478				112	01. 報酬	104	
							112	会計年度任用職員報酬	104	特定保健指導事業報酬
								08. 旅費	8	会計年度任用職員報酬
								費用弁償	8	健康教育業務支援歯科衛生士旅費費用弁償
計	29,366	112	29,478				112			

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

ア 会計年度任用職員

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				社会保険料 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)				
補 正 後	(3) 0	615	0	27	642	0	0	642	
補 正 前	(2) 0	511	0	27	538	0	0	538	
比 較	(1) 0	104	0	0	104	0	0	104	

職員手当 の 内 訳	区 分	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補 正 後	0	0	0	0	0	16	11
	補 正 前	0	0	0	0	0	16	11
	比 較	0	0	0	0	0	0	0

備考 () 内はパートタイムの会計年度任用職員について外書き。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
報 酬	104	その他の増減分 104	その他による増減 104 千円	職員の任用状況 パートタイム任用者数 1人 1

議第70号

令和7年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和7年度下呂市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ651千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ673,591千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月6日提出

下呂市長 山 内 登

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
04. 繰入金		180,043	651	180,694
	01. 一般会計繰入金	180,043	651	180,694
歳入	合計	672,940	651	673,591

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
01. 総務費		7,185	651	7,836
	01. 総務管理費	3,668	651	4,319
歳出	合計	672,940	651	673,591

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
04. 繰入金	180,043	651	180,694
歳入合計	672,940	651	673,591

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
01. 総務費	7,185	651	7,836			651	
歳出合計	672,940	651	673,591			651	

2 歳入

(款) 04. 繰入金

(項) 01. 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01. 事務費繰入金	28,704	651	29,355	01. 事務費繰入金	651	事務費繰入金
計	180,043	651	180,694			

3 歳出

(款) 01. 総務費

(項) 01. 総務管理費

(単位：千円)

(表) 01. 総務管理費							(単位: 千円)			
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
01. 一般管理費	3,668	651	4,319			651	11. 役務費 郵便料	651	一般管理諸経費 役務費 郵便料	
						651		651		
						＜繰入金 651＞				
計	3,668	651	4,319			651				

議第 7 1 号

令和 7 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第 1 号）

令和 7 年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 6 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2 4, 5 9 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 6 日提出

下呂市長 山 内 登

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
07. 繰入金		98,219	264	98,483
	01. 繰入金	98,219	264	98,483
歳入合計		224,330	264	224,594

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
01. 総務費		36,053	264	36,317
	01. 総務費	36,053	264	36,317
歳出合計		224,330	264	224,594

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
07. 繰入金	98,219	264	98,483
歳入合計	224,330	264	224,594

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
01. 総務費	36,053	264	36,317			264	
歳出合計	224,330	264	224,594			264	

2 歳入

(款) 07. 繰入金

(項) 01. 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01. 繰入金	98,219	264	98,483	01. 一般会計繰入金	264	一般会計繰入金
計	98,219	264	98,483			

3 歳出

(款) 01. 総務費

(項) 01. 総務費

(単位：千円)

補正額の財源内訳							節		説明		
目	補正前の額	補正額	計	特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
01. 一般管理費	36,053	264	36,317			264		13. 使用料及び賃借料 諸使用料	264	小坂診療所一般経費	264
						264				使用料及び賃借料	264
						繰入金 264				諸使用料	
計	36,053	264	36,317			264					